

## 第2次安城市市民協働推進計画の目次構成案

### 第1章 計画の概要

- 1 計画の基本事項
- 2 基本的な考え方

### 第2章 協働のまちづくりの現状と課題

- 1 市民の視点からみた協働のまちづくり
- 2 地域団体の視点からみた協働のまちづくり
- 3 市民活動団体の視点からみた協働のまちづくり
- 4 市民協働をとりまく主な課題

### 第3章 安城市がめざす協働の姿

- 1 基本理念
- 2 基本方針と施策体系

### 第4章 市民協働推進のための施策

基本方針1：協働の担い手の育成・活用

- 1-1 市民活動への参加のきっかけづくり
- 1-2 協働のまちづくりの担い手の育成
- 1-3 育成した人材の活用
- 1-4 市職員の意識改革の推進

基本方針2：活動場所の充実と団体に対する支援の充実

- 2-1 市民活動の拠点施設の運営と支援機能の充実
- 2-2 団体の活動に関する支援

基本方針3：財政面の支援の充実

- 3-1 補助金等財政面に関する支援
- 3-2 団体の組織基盤整備に関する支援

基本方針4：情報の収集及び発信

- 4-1 市民活動に関する情報収集・発信
- 4-2 市民活動に関する理解の促進

基本方針5：協働の視点からの健幸まちづくりの推進

- 5-1 市民活動団体と市との協働の推進
- 5-2 多様な協働の促進 ←★ココに掲載します。

### 第5章 重点プロジェクト（※名称等は未定）

### 第6章 計画の推進に向けて

- 1 計画の周知
- 2 計画の推進体制
- 3 協働事業の進行管理

参考資料

## 5-2 多様な協働の促進

### (1) 多様な協働の促進施策・事業 [再掲]

今後、市民協働を幅広く推進していく上では、市と市民活動団体との協働を推進していくことはもちろんのこと、多様な主体の協働を実現して、それぞれの能力を発揮していくことで、様々な地域課題に対処していくことが期待されます。

こうした多様な協働を促進していくための施策・事業として、以下の事業を推進します。

表5-2-1 多様な協働を推進するための施策・事業 [再掲]

基本方針・基本施策	No.	推進事業名
<b>1. 協働の担い手の育成・活用</b>		
<b>2. 活動場所の整備と団体に対する支援の充実</b>		
2-1. 市民活動の拠点施設の運営と支援機能の充実	8	市民活動センターにおけるコーディネート事業の実施 ：団体と団体のマッチングを実施する。
	10	ボランティアセンターの運営 ：社協ボランティアセンターにおいて、相談・マッチング業務を行う。
2-2. 団体の活動に関する支援	14	マッチング交流会開催事業 ：団体同士のマッチングを目的とした交流会を開催する。
<b>3. 財政面の支援の充実</b>		
3-1. 補助金等財政面に関する支援	21	協働事業提案制度事業 ：市民活動補助金制度の中に、「市民提案型事業」を設け、制度を運用する。
	22	地域福祉活動助成事業 ：町内福祉委員会による地域福祉活動を支援するための助成を行う。
	新規	民間助成制度に関する積極的な情報提供の実施 ：民間助成制度の情報を定期的に収集し、積極的に配信する。
<b>4. 情報の収集及び発信</b>		
4-2. 市民活動に関する理解の促進	31	市民協働啓発事業 ：市民活動、市民協働を広く啓発するためのフォーラム、出前講座等の啓発活動を行う。

※「No」は仮番号です。

## (2) 協働井戸端会議からの提案

市民、市民活動団体、町内会、行政職員等で構成される協働井戸端会議では、第8次安城市総合計画の5つの分野（健康・環境・経済・きずな・こども）に沿って、地域課題解決のための協働事業（NPO×NPO、NPO×地域組織、地域組織×地域組織、NPO×民間事業者、地域組織×民間事業者、一部行政も含む）について「検討してきました。

以下に、5つの分野で絞り込んだ協働事業の提案内容を整理しています。

### ① 健康

協働井戸端会議からの提案

#### 協働でつくりあげる、ウォーキングイベントの開催

##### ■背景・趣旨

- ・安城市は現在のところ高齢化率は高くないけれども、将来の備えとして介護予防にしっかりと取り組むことが必要である。日常的に取り組める運動としてウォーキングに着目してその普及を図り、健康習慣づくりに取り組む。

##### ■解決したい地域課題

- ・健康づくりのためにウォーキングする人がいるが、ウォーキングする人をさらに増やしたい。多くの人にウォーキングして欲しい。
- ・ウォーキングを始めるきっかけとなるイベントがない（少ない）。
- ・参加したくなるようなイベントを開催し、きっかけとしたい。

##### ■協働の主体とそれぞれの役割

- ・市民団体、NPO、町内会、老人クラブ等の市民と行政が参加する実行委員会を組織し、市民と行政の協働で開催する。
- ・企業や学校などとも協力できると魅力的なイベントとなる。

<p><b>主体</b> (市民)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民団体 (歩け歩け運動関係者等)</li> <li>・NPO</li> <li>・町内会</li> </ul> <p><b>役割</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コース企画・設定 (レベル別)</li> <li>・ウォーキングの講師</li> <li>・地元の人が案内人</li> <li>・イベント協賛品、広告</li> <li>・人集め、口コミ</li> </ul>	<p>×</p> <p>実行委員会</p>	<p><b>主体</b> (行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康推進課</li> <li>・スポーツ課</li> </ul> <p><b>役割</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントの立ち上げ</li> <li>・場所の提供 (アンフォーレ、公民館等)</li> <li>・資金の提供</li> <li>・得点 (ゲスト、プレゼント)</li> </ul>
--	-----------------------	---

## ▼基本方針と事業の内容（第4章部分）

基本方針	基本施策	No.	推進事業(取組)名	具体的な取組内容	担当課
基本方針1 協働の担い手の育成・活用	1-1 市民活動への参加のきっかけづくり	1	イベント等を活用した市民活動に関する情報発信	多くの市民が集まるイベント等を活用し、市民活動に関するPRをする事で、市民の理解を深め、市民活動への参加のきっかけづくりを行う。	市民協働課
		2	市民活動入門講座の開催	市民活動に参加したことのない個人を対象に、市民活動入門講座を開催する。	市民協働課
		3	市民活動補助金事業公開成果報告会の開催	市民活動補助金を受けて事業を行った市民活動団体が、事業の成果報告を行う報告会を公開の場で行うことで、市民の市民活動への参加のきっかけとする。	市民協働課
	1-2 協働のまちづくりの担い手の育成	4	協働のまちづくり人材養成講座の開催	市民を対象に協働のまちづくりに関する基本的な知識やスキルを共に学びあう講座を開催する。開催にあたっては、まだ市民活動に関わったことが無い市民向け、既に市民活動を行っている市民向け、とそれぞれのレベルに応じた講座の内容を検討する。	市民協働課
		5	悠々世代の生きがい探し講座事業	熟年世代を対象としたシルバーカレッジを開催する。また、講座修了者がボランティア活動や地域活動などの多様な活動へ主体的に参加できるよう支援を図る。	生涯学習課
		6	ボランティア人材養成講座事業	ボランティア入門講座や手話基礎講座など、ボランティア人材を養成する講座を開催する。	社会福祉協議会
	1-3 育成した人材の活用	7	市民協働コーディネーターの養成	市民活動の担い手として育成した市民の中から、市とともに協働を作り出すコーディネーターを養成する。	市民協働課
	1-4 市職員の意識改革の推進	8	職員向け市民協働研修の実施	協働のまちづくりを進める上で、市職員に必要とされる考え方や姿勢等を学ぶ研修会を開催する。開催にあたっては、新規職員、実務担当者、管理職など階層に応じた内容を十分に検討する。	市民協働課
基本方針2 活動場所の充実と団体に対する支援の充実	2-1 市民活動の拠点施設の運営と支援機能の充実	9	市民交流センターの運営	市民活動をおこなう団体の拠点施設として、施設や備品の貸出業務を行う。	市民協働課
		10	地区公民館の運営	地域のまちづくり、ひとづくりの拠点施設として、地区公民館の運営を行う。	生涯学習課
		11	地域福祉センター管理・運営(福祉の拠点づくり事業)	地域福祉活動をおこなうための拠点施設として、福祉センターの運営管理を行う。	社会福祉協議会
		12	相談機能の充実	市民活動を支援する各拠点施設において、市民活動団体の運営や事業実施に関する相談を受付し、市民活動団体の抱える課題の解決を支援する機能を充実する。また、個人や団体からの相談を個別に受付し、個人と団体もしくは団体と団体のマッチングを実施する。	市民協働課 生涯学習課 社会福祉協議会
		13	各市民活動拠点施設間の連携強化	市民活動センター等の市民活動を支援する拠点施設の担当同士が交流しながら、市民活動に関する情報を共有し、それぞれの活動に役立てる。	市民協働課 アンフォール課 生涯学習課 社会福祉協議会
		14	市民協働コーディネーターの連携・交流	協働コーディネーターが高い能力を維持できるよう研修会や情報交換を行う機会を設ける。	市民協働課
	2-2 団体の活動に関する支援	15	町内公民館活動の支援	町内公民館活動の充実を図るための支援を行う。	市民協働課
		16	地域福祉活動推進事業	地域福祉に関する活動に携わる方たちのスキル向上につながる講座や研修会を開催する。	社会福祉協議会
		17	マッチング交流会の開催	団体同士のマッチングを目的とした交流会を開催する。開催にあたっては、市民活動団体だけでなく、町内会や企業など、幅広い組織が参加できるようにする。	市民協働課
		18	分野(地域課題)別円卓会議開催の検討	地域の課題を、市民活動団体、町内会、事業所、行政等が共有できる機会を設け、協働のきっかけとする事で、それぞれの組織の公益的な活動の活性化につながる円卓会議の開催を検討する。	市民協働課
		19	ふれあい補償制度の運用	市民活動や地域活動の活動に対して、怪我や賠償責任を補償する制度を運用する。	市民協働課

基本方針	基本施策	No.	推進事業(取組)名	具体的な取組内容	担当課
基本方針3 財政面の支援の充実	3-1 補助金等財政面に関する支援	20	健康都市推進事業(ケンサテグランプリ)	安城市第8次総合計画の目指す都市像「幸せつながる健康都市 安城」を実現するためのプロジェクトを民間から募り、3年後の自立自走を目指したプログラムとなるよう事業の推進補助金の交付と適切な支援を行う。	企画情報課
		21	市民活動補助金の運用	「市民協働推進基金」を財源とする「市民活動補助金」を運用し、地域が抱える諸課題を解決するための市民活動を財政面から支援する。	市民協働課
		22	協働事業提案制度の運用	行政だけで解決できない地域課題を市民活動団体等の協働によって解決するため、行政がテーマを設定して協働事業を公募する「行政提示型事業」や市民活動団体等の提案により協働事業を進める「市民提案型事業」を市民活動補助金の仕組みの中で運用していく。また、市民活動の現状に合わせ、適切な内容の補助金制度の在り方について研究していく。	市民協働課
		23	市民協働推進基金の運用	協働のまちづくりを資金面から支援する「市民協働推進基金」の運用と市民に向けた啓発活動を行う。	市民協働課
		24	町内公民館建設費等補助金	地域の住民の文化的、教育的活動の拠点となる町内公民館の建設・改修を支援する。	市民協働課
		25	地域福祉活動助成事業	町内福祉委員会による地域福祉活動を支援するため、助成を行う。	社会福祉協議会
		26	あんじょうボランティア・市民活動団体助成	共同基金を財源として、市内で活動するボランティア・市民活動団体を対象に「ボランティア活動化応援助成金」と「ボランティア活動備品購入費等助成」の2種類の助成を行う。	社会福祉協議会
		27	民間助成制度に関する積極的な情報提供	民間で行われている助成制度の情報を定期的に収集し、メールマガジン、Facebook及び館内掲示等の方法を使って積極的に配信する。	市民協働課
	3-2 団体の組織基盤整備に関する支援	28	スキルアップ講座の開催	ICTスキルに関する講座等を開催し、団体のスキルアップをめざす。	市民協働課
		29	町内会ノート研修事業	新任町内会長向けに、新たに町内会役員になる場合に必要最小限の知識やノウハウを学ぶ研修を、町内会ノートを基に行う。	市民協働課
		30	町内会長連絡協議会パソコン講座事業	パソコン操作など、町内会の運営に必要な能力の向上を図る講座を開催する。	市民協働課
		31	市民活動団体の団体運営能力強化支援事業	マネジメント講座等、市民活動団体の運営能力を高める支援を行う。	市民協働課
		32	市民活動団体が自立して活動を継続するための側面的支援の検討(伴走支援の仕組み)	市民活動補助金とセットで、市民活動団体を伴走支援する仕組みについて検討する。	市民協働課
		33	市民活動団体が自立して活動を継続するための側面的支援の検討(新たな資金調達仕組み)	助成金に頼らない団体運営として、ファンドレイジングの手法について研究する。	市民協働課
基本方針4 情報の収集及び発信	4-1 市民活動に関する情報収集・発信	34	市民活動情報発信事業(電子媒体の活用)	フェイスブックなどのソーシャルメディアや市民活動情報サイトなどのウェブサイトを活用して市民活動に関する情報を発信する。	市民協働課 生涯学習課 社会福祉協議会
		35	市民活動情報発信事業(紙媒体の活用)	広報あんじょうや社協だより、あてなを活用して市民活動に関する情報を発信する。	市民協働課 生涯学習課 社会福祉協議会
		36	町内会加入促進事業	町内会への加入を呼びかけるチラシの配布等を通じて、町内会への加入を促進する啓発を行う。	市民協働課
		37	まちなかの活性化	安城市中心市街地拠点施設に設置してある大型モニターで団体の情報発信を支援する	アンフォーレ課
	4-2 市民活動に関する理解の促進	38	イベント等を活用した市民活動に関する情報発信【再掲】	多くの市民が集まるイベント等を活用し、市民活動に関するPRをする事で、市民の理解を深め、市民活動への参加のきっかけづくりを行う。	市民協働課
		39	市民活動補助金事業公開成果報告会の開催【再掲】	市民活動補助金を受けて事業を行った市民活動団体が、事業の成果報告を行う報告会を公開の場で行うことで、市民の市民活動への参加のきっかけとする。	市民協働課
		40	「協働事業事例集」発行事業	市内における市民活動及び身近な協働事例を整理し発行することで、「協働」を分かりやすく市民に周知する。	市民協働課
		41	市民協働啓発事業	市民協働を広く啓発するために、フォーラムや出前講座等を啓発実施する。	市民協働課

基本方針	基本施策	No.	推進事業(取組)名	具体的な取組内容	担当課
基本方針5 協働の視点からの 健康まちづくりの推進	5-1 市民活動団体と市との協働の推進	42	安城市健康づくりサポーター事業の拡充	健康づくり推進活動を行っている個人や団体に「安城市健康づくりサポーター」として登録してもらい、健康教室等の企画・運営を共催事業として展開する。	健康推進課
		43	安城市健康づくり食生活協議会(ヘルスメイト)による健康に関する啓発活動の拡大	食生活に関する教育等をアンフォーレ健康支援室を会場に土日に開催するなど、勤労世代の参加しやすい日時や会場で食生活改善教室等を開催する。	健康推進課
		44	競技スポーツ推進事業	ジュニアスポーツの競技力向上とスポーツへの参画の増加を図る。	スポーツ課
		45	環境美化ボランティア(アダプトプログラム)	市民や事業者が公共施設の里親となり、定期的に清掃など美化活動を行うアダプトプログラムに参加する市民や団体の拡大を図る。	ごみゼロ推進課
		46	エコサイクル推進事業	子ども自転車教室等の開催など、ルールやマナーの向上のための啓発を目的としたイベント等の企画・運営を市民活動団体を主体として行う。	都市計画課
		47	まちなか産直市の開催	地産地消による安全・安心な農産物を提供し、農業者と消費者との交流を促進するため、地場産の農産物の対面販売や食育に関する紙芝居の上演等のプログラムからなる「まちなか産直市」を開催する。	農務課
		48	まちづくり推進事業	地域まちづくり協議会が中心となり、まちづくりのテーマを考え、テーマに向けたまちづくり構想(計画)の策定やその計画に基づき地域住民自ら主体的にまちづくり活動が展開できるよう、地域まちづくり協議会の組織運営や活動に対する支援を行う。	都市計画課
		49	減災まちづくり研究会運営支援業務	減災まちづくり研究会及び運営委員会の企画・調整・運営を、減災まちづくりに関して専門性の高いNPOへの委託によって実施する。	危機管理課
		50	在宅医療・介護連携推進事業	地域ケア推進会議を構成する各部会との協働により、在宅医療・介護に関するテーマに沿った練州会を企画・運営する。	高齢福祉課
		51	生活保護受給者が抱える問題への対応	生活保護受給者の抱える様々な生活上の問題の解決を、市民活動団体との協働によって支援していく。	社会福祉課
		52	精神障害者ふれあい促進事業	精神障害者の円滑な社会復帰を支援するため、精神障害福祉の実績が豊富な団体との協働で、月2回の社会復帰教室を開催する。	障害福祉課
		53	市民出前講座の開催	市民が自ら学びを通じて培った専門性を生かして、他の市民向けの講座を開催する市民出前講座を企画する市民団体数を増やし、講座メニューの充実を図る。	生涯学習課
		54	プラネタリウムの投映	天文とプラネタリウムの捜査に専門性を有する団体への委託によるプラネタリウムの運営を継続的に進めていく。	生涯学習課
		55	史跡等をめぐるウォーキングの実施と開設	春と秋の歴史ウォーク、本證寺をガイドボランティアが案内に加え、中心市街地のにぎわい拠点としての位置づけがあるアンフォーレを起点とした街なかウォーキングを開催するなど、事業の充実を図る。	文化振興課
		56	土器づくり教室	考古学的に復元された弥生土器の製作技法に基づく土器作り教室を、埋蔵文化センターを会場とした方式だけでなく、小学校等への出前方式でも開催する。	文化振興課
		57	本證寺内堀の外來生物駆除とハス育成	本證寺境内の内堀に咲くハスを保全するため、ミドリガメ等の外來生物の駆除の継続と、水の循環や除草、清掃等のハスの育成活動を引き続き進める。	文化振興課
		58	移動児童館	児童センターの無い地区の公民館にスタッフが出向いて、親子等に楽しい遊びの機会を提供する移動児童館を、引き続きNPOへの委託により実施していく。	子育て支援課
		59	保護者支援事業・青年期支援事業	発達障害児童やその親を対象とした講座を開催する。	子育て支援課